

令和8年度 エコパートナー環境学習等業務委託（B事業）  
＜審査要項＞

1. 審査の対象者

本審査対象となる参加団体は、四日市市（以下「本市」という。）へ企画提案書を提出した応募者（以下「応募者」という。）に限る。

2. 審査

- (1) 本市が設置した「エコパートナー環境学習等業務委託事業審査委員会」（以下「委員会」という。）が応募者の審査を行う。
- (2) 企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、予算の範囲内で得点の高い応募者を受託候補者とする。
- (3) 提案見積額が委託料（見積限度額）を超えている場合は、審査対象から除外する。
- (4) 審査結果は全ての応募者に通知する。
- (5) 審査結果に関する異議等は受け付けない。

3. プrezentation

- ・応募者からの説明（10分程度）
- ・応募者への質問（10分程度）
- ・出席人数は4名以内とし、質問に適切に対応できる担当予定者が出席する。
- ・補足資料の配布及び使用は認めない。また、説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書の内容のみとし、これら機材を使用する場合は事前連絡の上、基本的に企画提案者で準備すること。なお、機材の設置・撤収に要する時間は説明時間に含めるものとし、必ず時間内に終わらせる。

4. 審査方法

委員会において各委員が応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。各委員の総合得点が60点以上かつ予算の範囲内で得点の高い応募者を受託候補者とする。（同点の場合は委員長が決定する。）

5. 審査基準

委員会が厳正な審査を行い選定する。